

給油取扱所で給油する場合の注意事項

次のものに直接給油することは**禁止**されています（フル・セルフ共に同様です）



トレーラーに載せたままのスノーモービルやジェットスキー 荷台や荷室に積載されたままのオートバイ
 ※ナンバーの付いているスノーモービルやオートバイはトレーラーから降ろせば顧客自らでも給油できます。（セルフの場合）
 ナンバーの付いていないスノーモービルやオートバイはトレーラーから降ろしても直接給油できません。

どうすればいい？



油種にあった指定容器を使用し、従業員に容器注油してもらい
 その後に自宅等周囲が安全な場所で給油してください。
 ※容器注油は静電気防止のため必ず地面に接地して実施してください。



どうすればいい？



荷台や荷室に積載されたままの携行缶や発電機、農機具など

いかなる場合でも、荷台や荷室に積載したままの注油行為はできません！

給油・注油の規制は市町村条例等で定められており、各市町村によって運用が異なります。

上記の規制は士別消防本部の規制になりますので、それ以外の市町村は管轄の消防本部にご確認ください。

購入・販売は指定数量の1/2未満。貯蔵・保管は指定数量の1/5未満まで認められています

例示

市町村条例等の制限を受けない数量

	指定数量	一度に購入できる数量	一度に搬送できる数量	貯蔵・保管できる数量
ガソリン	200ℓ	100ℓ未満	100ℓ未満	40ℓ未満
軽油	1,000ℓ	500ℓ未満	500ℓ未満	200ℓ未満
灯油	1,000ℓ	500ℓ未満	500ℓ未満	200ℓ未満

指定数量まで買える
 んじゃないの？



これ以上の購入・搬送・保管・貯蔵は、事前に少量危険物貯蔵取扱所の申請が必要です

違反すると！

違反は従業員だけではなく、購入者も違反となります。

危険物取扱者の責務違反（4点）・危険物保安監督業務不履行違反（4点）・予防規程遵守義務違反（2点）
 危険物の無許可貯蔵・取扱い違反（4～10点）・資格外危険物の取扱い（8点） など罰則もあります



守ろう！ルール



危険物の不適切な取扱いは重大な事故を招きます。正しく！安全に！取扱いしてください。

お問い合わせ

士別地方消防事務組合
 士別市東6条4丁目1番地 TEL0165-23-4709

